

原議保存期間	5年(平成35年3月31日)
有効期間	一種(平成35年3月31日)

警視庁生活安全部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）

警察庁丁保発第12号、丁備発第47号
平成30年1月31日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁警備局警備課長

警察大学校生活安全教養部長
警察大学校警備教養部長
皇宮警察本部警備部長
各管区警察局長広域調整担当部長

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行について（通達）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成30年原子力規制委員会規則第1号）が公布され、平成30年4月1日に施行されるが、そのうち警察運営に係る事項の概要、留意事項等は下記のとおりであることから、事務取扱上遺漏のないようにされたい。

記

1 警察運営に係る事項の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規定により、許可届出使用者等は、放射線障害を防止するため、放射線障害予防規程を作成しなければならないとされているところ、今回、上記規則の公布により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第21条が改正され、原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限り、放射線障害予防規程に「（施行規則）第29条第1項の応急の措置（中略）を講ずるために必要な事項であつて」、「都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること」について、新たに定めるものとされた。（施行規則第21条第1項第14号ホ）

2 留意事項

記1により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号）に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する事業者（以下「事業者」という。）は、その所持する放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、施行規則第29条第1項に規定する

応急の措置を講ずる際に、連携して対応することとなる最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関等と協議の上、それらの機関名、通報連絡先その他平時からそれらの機関に提供すべき情報を、放射線障害予防規程に定めなければならないこととなった。

今後、事業者から警察署等に当該連携に関する連絡があった際には、生活安全担当課員は警備担当課員と連携して対応し、事故等発生時における現場規制や避難誘導といった応急の措置を講ずる際の連携について事業者と協議を行うとともに、そのために必要となる情報の提供を受けること。

なお、事業者から提供を受けるべき情報として想定される事項は、

- ・事業者の業務内容及び従業員数
- ・放射性同位元素等の所在場所の図面
- ・使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- ・応急の措置を講ずる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- ・発生し得る事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- ・応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- ・緊急時の連絡先

等が考えられる。